

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス図書館規程

平成30年4月1日

島根県立大学規程第168号

島根県立大学短期大学部規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第40条の規定に基づき設置する島根県立大学松江キャンパス及び島根県立大学短期大学部の図書館（以下「図書館」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、研究教育に必要な図書その他の資料を収集管理して、教職員及び学生の利用に供するとともに、他の大学図書館等との相互協力に努めることを目的とする。

(館長その他の職員)

第3条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

2 館長は、図書館を代表し、図書館の業務を統括する。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス会議専門委員会規程に定める図書委員会とする。

(資料の範囲)

第5条 図書館が管理する図書館資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 電子情報資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(図書館の利用)

第6条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。